

＜出生時育児休業給付金 算出表＞

休業開始時賃金日額(上限額15,690円) 及び休業期間の日数(出生時育児休業 給付の場合は最大28日)		出生時育児休業				
		給付金が全額支給される場合 (賃金の額がAに占める割合が 13%以下の場合)		給付金が全額支給されない場合 (賃金の額がAに占める割合 が13%超80%以下の場合及びその額)		
休業開始時賃金日額(上 限額15,690円)=①	A	賃金の額が Aに占める割合 及びその額	13.00%	19,110	19.00%	27,930
7,000	147,000	出生時育児休業 給付金 の支給率 及びその額	67%	98,490	61%	89,670
出生時育児休業 期間の日数=②						
21						

※ 下線部の額の算出経緯は、賃金の額がAに占める割合が19%(13%超)になったことで、給付金が全額支給されない場合を意味し、その場合には、＜賃金の額27,930円+給付金の額(減額前)98,490円(=147,000円×67/100)＞-＜147,000円×80/100＞=8,820円が超過額となり、当該超過額は給付金の額から減じ、結果として、98,490円-8,820円=89,670円が給付金として支給されるということから来ています。

※ 「賃金の額がAに占める割合」は皆様において適宜計算(小数点以下について四捨五入するなど)の上、プルダウンの中から選択して下さい。従って、算出される給付金の額などがおおよその額であることはお含みおき下さい。

※ A欄の額は、出生時育児休業給付の対象になる方々に交付される「出生時育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用)」に記載されている「賃金月額」欄の額を30で除した額(休業開始時賃金日額に相当する額)を①欄に、出生時育児休業期間の日数を②欄に、それぞれ入力することで自動算出されます。